

様式1

個人情報保護委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和6年10月11日

1. 執行機関の別	1:都道府県知事・市区町村等	▼
	☐ 知事	☒ 市区町村長等
2. 都道府県名	京都府	
3. 市区町村名	八幡市	
4. 届出番号		
5. 独自利用事務の事例番号	9-1	
6. 独自利用事務の対象者	子ども	
7. 番号法第9条第2項の条 例に規定した日	令和6年9月20日	
8. 保護評価の実施の有無	1. 有	▼
9. 評価書番号	32	
10. 保護評価書の名称	子育て支援医療に関する事務 基礎項目評価書	
11. 保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&hj_no=&kk_name=%E5%85%AB%E5%B9%A1%E5%B8%82&ev_name=%E5%AD%90%E8%82%B2%E3%81%A6&ev_type=2&ev_type=3&ev_type=4&opn_date_from_gengo=5&opn_date_from_year=6&opn_date_from_month=7&opn_date_from_day=7&opn_date_to_gengo=5&opn_date_to_year=99&opn_date_to_month=10&opn_date_to_day=7&count=20&search=%E6%A4%9C%E7%B4%A2	
12. 委任関係		▼

執行機関名 八幡市長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって第十五条で定めるもの	八幡市子育て支援医療費支給条例(平成26年八幡市条例第4号)による子育て支援医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表の項	8	
③利用特定個人情報提供省令第2条の表の項	13	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		八幡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人場号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1第6の項 八幡市子育て支援医療費支給条例(平成26年八幡市条例第4号)による子育て支援医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第1条	八幡市子育て支援医療費支給条例 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	全て(児童)は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その(心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られること)その他の福祉を等しく保障される権利を有する。	この条例は、子育て世代の経済的負担の軽減並びに(児童)の(健康の保持及び増進)を図ることを目的として、児童の医療費の一部(以下「子育て支援医療費」という。)を支給することに関し、必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		八幡市子育て支援医療費支給条例